

イスラーム金融制度の理念と実態

——パキスタンのケース——

やま なか いち ろう
山 中 一 郎

「アッラーは、商売を許し、利息を禁じておられる。……信仰するものよ、(真の) 信者ならばアッラーを畏れ、利息の残額を帳消しにしてください。もしそれをしないならば、アッラーとその使徒から、戦いが宣告されよう」。

『コーラン』雌牛章第275、278～279節 (日本ムスリム協会『日垂対訳 注解 聖クルアーン』第2版 1983年)

はじめに

- I 利子徴収禁止思想の概念的考察
 - II パキスタンにおける経済制度イスラーム化の経緯
 - III イスラーム金融制度における資金運用の基本形態
 - IV イスラーム金融制度運営上の諸問題
- 結びにかえて

はじめに

今日、多くのイスラーム諸国で、金融制度における利子概念の否定の動きが見られる。現状では、国内の一部金融機関において利子の徴収・支払いを伴わない銀行業務(イスラミック・バンキング [Islamic banking]として知られる)が実施されている国が多数派であるが、国内の全金融機構から利子概念を排除した少数の国も誕生している。この後者の国の例として、パキスタン・イスラーム共和国およびイラン・イスラーム共和国が挙げられる。イランの場合は、国内金融機構のイスラーム化は短期間にドラスティックに行なわれたが、パキスタンの場合は時間をかけてステップ・バイ・ステップで導入されてきた。

イスラミック・バンクのように国内の既存の金

融機構のなかに無利子銀行を新たに設立するのは、いわば非イスラーム的な枠組のなかにイスラーム的要素を導入することである。これに対しパキスタンやイランの動きは、全金融機構をイスラーム的規範で統一することで、新たにイスラーム的な枠組を構築することを目指しているものである。しかも利子概念の否定は、単に金融取引の場における利子の支払い・受取りを禁じたものではなく、イスラーム的な規範にもとづいて構成された社会の一つの不可分の要素として認識され、導入されているところに意義がある。

パキスタンにおける利子徴収禁止の制度化は、独立後の制憲議会において、いち早く論議の対象とされた。1956年憲法では、本論で考察する「リバー」(riba)の徴収の禁止が明記され、その後歴代の政権は一貫して「リバー」徴収の禁止を明言して

きたのである。しかし、パキスタンにおいて無利子金融思想が制度化されたのは、1977年に登場したズィヤーウル・ハック (Ziaul-Haq) 政権の下で体制のイスラーム化が唱えられ、その一環として経済制度のイスラーム化が推進され始めてからである。経済制度のイスラーム化は、とくにザカートやウシュルの強制徴収と、無利子金融制度の二つの分野において、顕著な動きを示している。本稿では、このうち無利子金融制度に焦点を当て、その原理、導入の経緯、具体的な運用方式、その結果としての実態と問題点を考察することにする^(注1)。

(注1) 筆者は6年前、「現代イスラーム経済論の一視点——無利子金融制度とザカート・ウシュルの徴収について——」(『アジア経済』第23巻第6号 1982年6月 74~97ページ)を發表し、パキスタンにおける経済制度のイスラーム化について、その概念的考察を行なった。本稿は、その後のイスラーム金融の制度化の進捗と問題点をフォローしたものである。

I 利子徴収禁止思想の概念的考察

イスラームで否定されている「利子」は、コーランに記述された「リバー」(riba)を指している。「リバー」の語源は、アラビア語の動詞「ラバー」(raba)にあり、「成長する」あるいは「増殖する」の意味をもつ^(注1)。コーランは、「リバー」の取得を禁じており、「リバー」を貪る行為は神の激しい怒りをかうものとして、これを厳しく戒めている^(注2)。ただ、コーランにおける「リバー」の概念は、近代社会における「利子」よりも広い意味内容をもっている。コーランは「リバー」についてなんらの定義も行っていないが、それは、当事者間(たとえば売り手と買い手との間)において、不労所得として得られる利益のすべてに適用される概念と考えられる。すなわち「リバー」は、本

来的には、給付に対する正当な反対給付ではなく、不等価交換にもとづく一切の余剰、利得、付加価値を含意する概念である^(注3)。しかし、一般的には、「リバー」は金銭を貸与して得られる固定的な報酬、すなわち「利子」を指すものとして理解されてきた。

コーランは、上記のように、「リバー」について明らかな定義づけを行なってはいないが、「リバー」と、合法的な商取引を意味する「バイウ」(bai')とは明確に区別している^(注4)。イスラーム誕生時のメッカは、活発な通商交易を背景にすでに一大商業都市としての繁栄を謳歌していたのであり、正当な商取引にもとづく利得は合法的な収益源として積極的に評価された。この一方、高利貸しによる富の蓄積や収奪も公然と行なわれ、貧富の格差拡大にもとづく社会不安の蔓延もみられた。新興の教義は、こうした社会問題に 대응の内容を備えていたのであり、不労所得としての「リバー」の搾取的な性格を非難し、これを排斥したのである。

ただ、歴史的にみれば、利子徴収禁止の思想は、イスラームに限られたものではない。ユダヤ教やキリスト教にも、利子徴収を悪徳と考え、これを忌避する姿勢がみられ、旧約の「出エジプト記」や新約の「ルカ伝」等に関連する記述がある^(注5)。もっとも、旧約の記述は、同胞であるユダヤ人に対する利子徴収を禁止したのであって、外国人(異教徒)については、そのかぎりにあらずと明記されている^(注6)。またキリスト教では、利子徴収を禁止してはいたが、実際には「手間、危険および雑費」の名目で、利子が徴収されていた^(注7)。

利子を不法とするイスラーム社会にあっても、実生活の場では、資金の需給に応じて利子の徴収

・支払いは行なわれてきた。他民族、とくに、ユダヤ教徒による金貸し業務は、ムスリム（イスラーム教徒）の搾取として非難はされたが、かれらの存在は一面で資金需要に応える現実的な機能を果たすものでもあった。興味あることは、中世イスラーム社会にあっては、利子徴収禁止の建前上、実質的には利子であるが形式的には商取引を装った擬制利子を求めて、多くの脱法行為が考案され、実施されたことである^(註8)。商取引を装った擬制利子の徴収が行なわれ得たのは、イスラームでは、既述のように利子徴収の禁止とは対照的に、売買にもとづく利益の獲得はこれを認める立場をとっているからである。後述するように、通常の商取引、投資行為、仲介料や賃貸料の徴収、また今日一般的にみられる為替業務、手形割引、割賦販売、株式の売買などは、いずれもイスラーム法体系であるシャリーア (Shari'a) に照らして合法とされる。このようにみると、イスラームでは、利子徴収に対する姿勢には、ひとときわ厳しいものがあると言える。

現代社会において、われわれが通常用いる「利子」概念は、貨幣を一定期間貸与したことに對して支払われる報酬である^(註9)。その源泉は、貨幣の借手（たとえば企業）が貸手（たとえば銀行）から借入れた資金を運用して得た利益(利潤)から支払われる。利潤から利子を差し引いた残額は、借手の「企業者」利得となる。また、借入れ金に対する支払利子の割合は利子率となるが、その水準は基本的には貨幣に対する借手と貸手の間の需要供給関係でできる。

このような金銭(資本)の貸付けにもとづく剰余利得である利子が強く非難されるのは、これが労働行為を伴わない一方的な不労所得であり、イスラームで重視される平等の理念に反するとの認識

があるからであろう。とくに、資金の借入れ者が事業運営に失敗し損失を蒙った場合でも、資金の貸付者にはなんらの影響が及ばず、元利返済の請求権が保証されていることが、この認識を増幅していると言える。この一方で、投下資本からの利得である利潤もしくは取引による売買差益が容認されるのは、それが当事者の自己責任にもとづく危険負担を前提とした労働・事業報酬、あるいは当事者間で合意された等価交換である、との認識があるからであろう。

ところで、「リバー」の実態をめぐる解釈は、これまでイスラームの法体系のなかで、時代の経過とともに揺れ動いてきた。古くから主張されている解釈の一つは、コーランで規定された「リバー」は「利子」一般を指すのではなく、一定率以上の「高利」を指すとするものである^(註10)。この見解では、シャリーアで問題となるのは社会的平均的水準をはるかに超えた搾取的な金利であり、一定水準までの金利の場合には問題とされないとする。この見解は近代ヨーロッパの銀行制度がイスラーム文化圏に普及して以来現在まで、一般に容認されている現実主義的な解釈であり、今日多くのイスラーム諸国の金融制度の基幹をなしている考え方である。本稿で扱うパキスタンでも、国家成立後、この「リバー」の解釈がひとつの論争点となってきた。1960年代のアユーブ政権期に発表された、イスラームの経済制度に関する論稿「リバーと利子」のなかで、著者のラフマーン (Fazlur Rahman) は、コーランで禁止されている「リバー」は高利であって、近代ヨーロッパの金融制度で用いられている「利子」(interest)はこの概念に当てはまらないと主張した^(註11)。

これに対し、「リバー」はその率の高低にかかわらず、貸付けに対する固定的な報酬すなわち利

子一般を指す、とする解釈がある。この主張は上述の現実主義的な解釈と対立するもので、原則論的な立場に立った解釈であるということができよう。

このような解釈の相違が歴史的に存在してきたのは、イスラーム法であるシャリーアがもともと総則的・公法的な性格をもち、実定法と違ってその解釈にあたって意見の不一致を生じることが避けがたいからである。むしろ、いずれの解釈が主流となるかは、論理的な帰結によるのではなく、その時代性によって規定されてくると考えられる。

今日のイスラーム文化圏における経済活動をみると、その大部分は近代ヨーロッパから移植された金融制度を基軸として営まれている。銀行や株式市場をはじめ、金融機構としての保険や郵便事業などの近代的な経済制度は、長い時間の経過のなかでそれぞれの国民経済に定着し、受容されている。今日、イスラーム立国とみられる国でも、利子の徴収・支払いを前提とした銀行制度や商慣習が一般的である国が多数派である。イスラーム諸国の大部分がヨーロッパ列強の植民地であった時代には、シャリーアの厳格な適用は排除され、宗主国から移植された諸制度が支配的であった。第2次大戦後、多くの植民地が独立を達成し、主体的に国家運営に着手し始めたが、政治や経済の機構は多かれ少なかれ植民地時代の遺制を引きついでたものであり、金融制度についてもイスラーム的な特色を反映した機構はほとんど導入されなかった。

1950年代末から60年代にかけて、無利子銀行を称する金融機関がパキスタンとエジプトに設立され、利子の徴収・支払いを伴わない銀行業務が行なわれた事例はあるが、それはきわめて局所的な

現象にとどまるものであった^(注12)。しかし、やがて1970年代とくにその後半に入って、シャリーアに準じて運営が行なわれる銀行、すなわち利子の徴収・支払いを伴わず、資金の預託や運用が契約当事者間の平等な危険負担のうえに行なわれる金融機関が各地に創設されるようになった。イスラーム銀行 (Islamic banks) として知られるこれら一連の金融機関の設立の背景にあったものは、ひとつは、1967年の第3次中東戦争におけるアラブ側の敗北によるイスラーム体制の危機意識の高まりであり、いまひとつは、73年の第4次中東戦争後、石油戦略の発動によって巨額の石油収入を得た中東産油イスラーム諸国の国際発言力の増大という状況の変化であった。国際政治・経済の場における著しい地位の上昇にともない、同地域の諸国に共通する歴史的・文化的紐帯であるイスラームに関し国際的な関心が高まり、イスラーム諸国内での自覚も一層高められたことが指摘できよう。このようなイスラームに関する内外のインパクトは、イスラームの規範に準じた国家機構の再構築の機運を促進し、経済制度の分野では利子徴収禁止や、ザカート(zakat)^(注13)の強制徴収などの原則論が勢いを得るに至った。すなわち、利子の存在を前提とした近代金融機構の違法性を改めて指摘し、イスラーム社会にふさわしいイスラーム金融機構の確立が唱えられ始めたのである。

イスラーム金融機構の確立の動きは、本稿で取り上げるパキスタンにおいても、1970年代末より段階的かつ組織的に導入されはじめた。パキスタンは現在、「はじめに」で述べたように、イランと並んで金融機構の全面的なイスラーム化を実施し、イスラーム諸国のなかで注目すべき存在となっている。次節においてまず、パキスタンにおける金融制度のイスラーム化が、どのような過程を

経て導入されてきたかを考察することにする。

(注1) Gibb, H. A. R.; J. H. Kramers 編, *Shorter Encyclopaedia of Islam*, ライデン, E. J. Brill, 1974年, 47ページ/ヨハネス・クラウス『回教の経済倫理』明治書房 1944年 93ページ。

(注2) 「コーラン」は、各所で「リバー」を禁じている。第2章第275, 276, 278, 279節, 第3章第130節, 第4章第161節, 第30章第39節。

(注3) Gibb; Kramers 編, 前掲書, 471~473ページ/平凡社『イスラーム事典』1982年 400ページの「利子」の項参照。

(注4) 「コーラン」第2章第275節。

(注5) 「出エジプト記」第22章第25節/「レビ記」第25章第36節/「ルカ伝」第6章第35節。

(注6) 「申命記」第23章第19, 20節。

(注7) 大塚久雄『宗教改革と近代社会』みすず書房 1964年 65ページ。

(注8) クラウス 前掲書 102~104ページ/Rodinson, Maxim 著, Brian Pearce 訳, *Islam and Capitalism*, サフォーク, Allen Lane, 1974年, 40~43ページ。

(注9) サミュエルソンによれば、利子は貨幣の使用に対する価格 (price) もしくは賃貸料 (rental) である。Samuelson, P., *Economics*, 第4版, ニューヨーク, McGraw-Hill, 1958年, 285ページ。

(注10) クラウス 前掲書 97~102ページ/遠峰四郎『イスラーム法』慶応通信 1976年 81~82ページ。

なお、オットーマン帝国の時代には、利子概念をもった「ファイズ」(faiz) の容認がみられる。「ファイズ」は、字義どおりには「利得」を意味するが、それは低利の利子の意に用いられた (Neset Cagatay, "Riba and Interest Concept and Banking in the Ottoman Empire," *Studia Islamica*, 第32号, 1970年, 53~68ページ)。

(注11) Rahman, Fazlur, "Riba and Interest," *Islamic Studies*, 第3巻第1号, 1964年3月, 1~43ページ。

(注12) パキスタンでは、1950年代の末に、農民向けに無利子による貸付けを建前とする小規模な融資機関が設置されたが、運転資金が枯渇し挫折した例がある。一方エジプトでは、1963年にナイル・デルタの一地方にアフマド・エル・ナガル (Ahmad El Nagar)

によってミトル・ガムス (Mitr Ghams) 貯蓄銀行が設立された。この銀行は、無利子運営を基本にしたが、貸付けにあたって利用者にとって一定額の預金を行なうこと(拘束性預金)を条件づけ、資金の確保を図った。その後同行は、アフマド・エル・ナガルが1972年に設立したナセル・ソシアル銀行 (Nasser Social Bank) に吸収・合併された (Wilson, Rodney, *Banking & Finance in the Arab Middle East*, ロンドン, Macmillan Publishers Ltd., 1983年, 75~77ページ)。

(注13) イスラームの六信五行の一つに規定された「喜捨」。パキスタンでは、1980年6月から、金融資産の残高に対し一律2.5%の賦課が制度化された。詳しくは、拙稿 前掲論文参照。

II パキスタンにおける経済制度 イスラーム化の経緯

1. 歴代政権の対応

パキスタンにおける経済制度のイスラーム化の動きは、独立初期の段階にまでさかのぼるものがある。

1947年のパキスタン建国に至る政治過程で、新国家の建設に積極的な役割を果たしたのは、西欧的な近代教育を受けた、いわゆるモダニストと言われる一群の知識人であった。ウラマー (ulama)^(註1) 等宗教勢力に代表される保守伝統派や、モウドゥーディ (Abul Ala Maududi) および彼に率いられた政治結社ジャマアテ・イスラーミー (Jamaat-e Islami) に代表される新保守伝統派は、パキスタン建国には批判的な立場をとっていた。しかしこれら保守伝統勢力は、パキスタンが誕生すると、新国家の政治・社会がイスラームの規範に準じて運営されるべきことを強く主張し始めた。1949年3月、制憲議会を通過した憲法目的決議 (Objectives Resolution) は、パキスタン国家とイスラームとの関係にかかわる最初の白熱した議論を生んだ。憲法目的決議のなかにイスラーム条項

(Islamic clauses) が加えられたことは、パキスタン国家が世俗的でリベラルな性格から、イスラーム・イデオロギーに立脚した国家へと比重を転換してゆく方向を打ち出す契機となった^(註2)。

憲法目的決議における国家とイスラームの関係をめぐる議論と並行して、イスラームの経済理念の制度化に関する検討がすすめられた。

新国家パキスタンの最初の経済政策の基本方針は、1948年4月の「産業政策声明」(Statement of Industrial Policy, 1948)に明示されている^(註3)。この声明の基礎になっている生産関係の考え方は、生産の担い手としての民間資本の役割を重視する一方で、国家もまた公的に必要な分野への介入の権利を留保するとしたものであった。この考え方は、初代総督ジンナー(M. A. Jinnah)が、1948年4月にカラチ商工会議所年次総会で行なった演説でも言及されており、企業家に対する自由な行動の保証と社会的責任とが並行して述べられている^(註4)。ただこの演説では、かならずしもイスラームの理念に照らしてとする表現はないが、イスラームの経済理念にある私有財産の保証や私的資本の活動の自由と、一方における公的規制の容認の思想とが自ずと反映されたものとなっている。

経済とイスラームとの関わりを示す具体的なコメントは、1948年7月1日のパキスタン中央銀行(State Bank of Pakistan)の設立にあたって、初代総裁となったザヒード・フサイン(Zahid Hussain)の演説に示される。かれは、銀行業務は有能なエコノミストで、かつイスラームの精神をよく理解した職員による、科学的な運営にもとづかなければならないと述べ、また、「利子」問題について検討が行なわれる必要があることを指摘した^(註5)。ジンナーも、中央銀行の設立記念演説で、銀行の

運営がイスラームの規範に準じて行なわれるよう述べている^(註6)。

「リバー」徴収禁止の思想に関しては、1953年に、制憲議会の基本原則委員会(Basic Principles Committee: BPC)が提出した中間報告の第2章第2項で、「リバー」のすみやかな禁止と「ザカート」の徴収機構の確立とが述べられている^(註7)。1956年3月に採択されたパキスタンの第1次憲法では、正式国名に「イスラーム共和国」を冠するとともに、可及的すみやかに「リバー」を排除することが謳われた^(註8)。

1958年に無血クーデターで登場したアユブ(Ayub)政権は、1956年憲法を停止し、62年に独自の新憲法を施行した。モダニスト派であったアユブ大統領は、当初、国名から「イスラーム」をはずし、“進歩的”な「ムスリム家族法」(Muslim Family Laws)を導入した。しかし、保守・宗教勢力の反撃によって、翌年の改正では国名にふたたび「イスラーム」が冠された。この1962年憲法では、「リバー」は「高利」(usury)として規定された^(註9)。また同憲法では、5ないし12名から成るイスラーム教義審議会(Advisory Council of Islamic Ideology: ACII)の設置と、イスラーム研究所(Islamic Research Institute: IRI)の設立が規定された^(註10)。しかし、「リバー」に関するモダニスト・グループの解釈に対抗して、既述のイスラーム結社ジャマーアテ・イスラミーは、「リバー」の厳密な法解釈を展開するとともに、イスラーム研究所の所長ファズルル・ラフマーンに対する批判キャンペーンを展開した^(註11)。この問題は、1970年代のブットー政権へと引き継がれた。

1971年の東西パキスタン分裂後に登場したブットー(Z. A. Bhutto)政権は、パキスタン史上初めて社会主義政策を掲げ、基幹産業の接收、土地改

革、銀行国有化等を矢つぎばやに実施した。ブットー政権は、1973年に、パキスタン史上最も民主的と言われる独自の憲法を施行したが、新憲法のイスラーム条項では、ひきつづき国名に「イスラーム」を冠するとともに、「リバー」の除去を明記し^(注12)、イスラーム教義審議会も存続された。同政権下では、国家の分裂という非常事態に対応して強力な国内統一政策がとられ、政権の掲げた社会主義政策はかなり強権的に実施されたが、イスラームとの関係ではウラマー等宗教勢力とは妥協が図られたと言える。ちなみにブットー政権は、1970年12月の総選挙では、いち早く「イスラーム社会主義」(Islamic socialism)にそのスローガンを変えている。

1977年7月5日未明、ズィヤーウル・ハック陸軍参謀長によるクーデターが起こり、ブットー首相をはじめとする与野党の主要政治家は「保護拘禁」下におかれた。ズィヤー参謀長は全国に戒厳令を布き、自ら戒厳総指令官に就任した。

当初ズィヤー將軍は、クーデターの目的が、同年3月に実施された総選挙の「不正」をめぐる与野党間の紛糾を收拾することにあつたと述べてとともに、3カ月後の10月には総選挙を改めて実施し、民政移管を行なう予定であることを表明した。しかし、7月28日にブットー首相等の保護拘禁が解かれ、支持者の群衆による熱狂的な歓迎ぶりが各地で展開されるに及び、社会主義政策を推進するブットー首相の「復活」に対する警戒感を急速に高めていった。もともとズィヤー將軍は、自身イスラームの戒律を厳守する家系に生まれ育つとともに、生粋の軍人としての経歴を持ち、思想的にブットー首相の推進した社会主義政策に強い疑念と拒否感を持っていたと見られる。政権奪取後ズィヤー將軍は、社会主義路線を標榜したブ

ットー政権のアンチ・テーゼとしての自己の立場を次第に鮮明にしていったのである。とくに、ズィヤー大統領は、1977年3月の「不正選挙」をめぐる与野党の対立抗争にあつて、反ブットーの動きのなかにイスラーム重視の要求がみられたことに注目した。

イスラーム化に関するズィヤー政権の対応はきわめて迅速で、クーデター直後の7月10日にはいち早く、特別簡易軍事裁判所の設置と、ハッド(hudd)刑として知られるイスラーム刑法の導入を行なっている。ズィヤー將軍は、同年8月14日のパキスタン独立記念日の全国向け放送で、「ニザーメ・ムスタファ」(nizam-e-Mustafa:預言者の体制)の確立を訴え、刑法を含むイスラーム的秩序の再興と普及の必要性を強調した。同放送において將軍は、イスラームの名の下に建国されたパキスタンの将来は建国の理念、すなわちイスラーム体制の確立にかかっていると述べてとともに、ハッド刑の導入に対する批判に応じてその実施を強調し、また政府のイスラーム教義審議会の再編・強化を主張した。ズィヤー將軍はこの主張を、つづく9月1日の記者会見でも繰返すとともに、9月22日のパンジャブ大学での演説では、国家統一のために教育のイスラーム化・パキスタン化が必要であると、教育制度の改革の方向を示唆した。これは、1978年10月に、新教育政策として発表された。イスラーム化はまた、1978年9月における、宗教別の議席数の割当てを基礎とする分離選挙制度の導入(パキスタンのムスリム人口は国民の約97%)をもたらした。同年12月のイスラーム裁判所(シャリーア法廷)の設置令の布告へと発展した。さらに、1980年6月には、ザカートおよびウシュル令(Zakat & Ushr Ordinance, 1980)が公布

され、翌81年1月には後述するように、一般銀行において、無利子預金口座が既存の利付預金口座に併設される形で導入された。

一方、国政との関係では、ズィヤー大統領は1981年12月に「マジュリーセ・シューラ」(Majlis-e-Shoora: 連邦評議会)^(注13)を設置し、民間人の「議員」を任命してその軍事政権色を薄めることに努めるとともに、83年8月に、総選挙の予定を含む新体制構想を発表し、84年12月には、事実上の大統領信任投票である「イスラーム化政策」の是非をめぐる国民投票を実施した。もともと、イスラームの教えに従って生きることに異論のない国民大衆の賛成票をバックに、ズィヤー大統領はひきつづき5年間、大統領職にとどまることが「承認」された。1973年憲法の一部修正によって、大統領の権限は強化された。1985年2月には8年ぶりの総選挙が非政党ベースで実施され、同年4月に、文民からなるジュネージョ(Muhammad Khan Junejo)内閣が成立した。この結果、民政移管が実現したとして1985年12月には戒厳令が解除され、現在に至っている^(注14)。

これまで、歴代政権との関係ではつねに批判的立場にあったジャマーアテ・イスラミー党も、ズィヤー政権の基本路線を支持している。ズィヤー政権は、イスラーム諸勢力の「支持」を得て、政権の使命が、パキスタンに「ニザーメ・ムスタファ」を確立することであると宣言している。イスラーム諸国との連帯、とくにサウジアラビア王家との関係の緊密化、既述のイスラーム法廷の設置、イスラーム刑法の復活、イスラーム教義審議会の強化等を通じてズィヤー政権は、パキスタンが、その独立以来歴代政権を通じてあまり明確には打ち出さなかったイスラームの位置づけを鮮明にし、パキスタンがイデオロギー国家であると主

張している。現在、この基本政策に沿って、パキスタンの歴史や社会像を学習させるための教育カリキュラムの再編成がすすめられている^(注15)。

2. ズィヤー政権成立後のイスラーム金融制度の導入過程

金融制度のイスラーム化は、こうしたイスラーム化政策の一環として、1977年7月のズィヤー政権成立後に段階的に導入されてきた。

ズィヤー政権は、政権成立後2カ月余りを経過した1977年9月29日に、いち早くイスラーム教義審議会に対し経済制度のイスラーム化についての諮問を行なった。この意を受けて審議会は、同年11月に、銀行家を中心とする15名の著名な金融問題の専門家からなる検討委員会を任命し、この問題についての具体的な討議を開始した。委員会は翌1978年3月に、ザカートとウシュル^(注16)の制度化についての報告書を提出し、つづいて同年11月に無利子金融制度に関する中間報告を提出した。この委員会勧告に従って、1979年7月1日より、当初、政府系の三つの非商業銀行系金融機関において試験的に無利子運営が実施された。これらの政府系金融機関は、パキスタン投資公社(Investment Corporation of Pakistan: ICP)、国民投資信託(National Investment Trust: NIT)、および住宅建設融資公社(House Building Finance Corporation: HBFC)であった。ついで1980年7月に、小企業金融公社(Small Business Finance Corporation: SBFC)でも無利子融資が実施された。また、同年10月には、当初からイスラーム金融方式で運営される銀行持分会社(Bankers Equity Limited: BEL)の設立が行なわれた^(注17)。金融制度のイスラーム化の推進にあたり、法的な整備を行なうため、関連法規の改正もつぎつぎと行なわれた。

イスラーム教義審議会の最終報告書は1980年6

月に提出されたが^(注18)、グラーム・イスハーク・ハーン(Ghulam Ishaq Khan)連邦財政・計画・商業・経済企画調整相は別途、同年4月に経済制度のイスラーム化に関する専門委員会を設置し、すでに試験的に実施されている無利子融資の実績を踏まえ、イスラーム金融制度の本格的な普及のための具体的な検討を指示した。ズィヤー政権になって発言権を増したイスラーム教義審議会の系列に属する一群のエコノミストたちは^(注19)、1カ月余にわたるセミナーで、イスラーム経済制度のありかたに関する報告書を提出した^(注20)。パキスタン政府は、これらイスラーム教義審議会や専門家グループの勧告を受けて、資金運用における預金者と銀行の関係、および銀行と融資先との関係について、統一的な枠組を確立するための作業をつづけた。

その結果、まず1981年1月1日を期して、国内の全商業銀行で、無利子を基礎とする PLS(profit & loss sharing: 損益分担方式)口座が開設され、PLS方式にもとづく預金の受付けが、既存の確定利付預金口座と併存する形で開始された。一方、銀行によるこれら預金の運用については、シャリーアに矛盾しないと考えられる多様な運用法が検討・開発され、順次実務レベルに導入されていった。これらの運用法については次節において詳述するが、現在、シャリーアに照らし合法として承認されている運用方式は12種ある。そのうちとくに運用頻度の高いものは、マークアップ(加算)方式、ムシャーラカ(事業参加)方式、ムダーラバおよび参加資格証書(PTC)方式、ハイヤー・パーチェス(賃貸借)方式などである。

このように、銀行業務(預金および貸付け)におけるイスラーム金融方式の導入は、イスラーム法学者、エコノミスト、銀行家、その他金融関係の

実務家などによる慎重な討議を経て段階的に実施されたが、イスラーム化の促進を図るズィヤー政権は、PLS口座への預金が予想以上の拡大を示したことに注目し、イスラーム金融制度への全面的な転換を表明した。すなわち、1984年6月に発表された84/85年度予算書のなかで、イスハーク蔵相はイスラーム金融制度への移行は85年7月までに完了の予定であると述べるとともに、85年4月1日以降は、個人企業および個人に対する場合でも、銀行および金融機関の新規貸付けはシャリーアに則した方式によるものでなければならぬと述べた^(注21)。この動きに伴い、既存の貸付け(既契約分)についても、新方式への移行が行なわれることになった。蔵相発表にもとづき、1985年7月1日より、銀行は一切の利付預金の受付けを禁止され、全ての預金と定期預金は PLS 方式にもとづくことが確定した。同時に、銀行の資金運用法も、12種の方式にもとづくことが確認された。ただし、当座預金(current account)は従来どおりの扱いであること(当座預金は従来から無利子である)、また、外貨預金および海外からのローンには新制度は適用されないこと、さらに、政府が行なう資金調達(具体的には利付国債の発行)は除外例として認められること、などが付加された^(注22)。

(注1) イルム(知識)をもつ者の意で、イスラームの学者・宗教指導者を指す。

(注2) Saeed Shafqat, "Politics of Islamization: The Ideological Debate on Pakistan's Political System," *Asian Profile*, 第15巻第5号, 1987年10月, 449ページ / Izzud-Din Pal, "Pakistan, Islam and Economics," *Journal of Contemporary Asia*, 第17巻第2号, 1987年, 190ページ。

(注3) この声明は、前年の1947年12月13日から17日にわたってカラチで開催された産業会議(Pakistan Industrial Conference)で討議された新国家の経済開発の基本方針を集約したものである。なお詳しくは、拙稿「パキスタンの産業政策声明」(『アジア経済』

第7巻第5号(1966年5月)95~104ページを参照されたい。

(注4) Jamil-ud-din Ahmad 編, *Speeches and Writings of Mr. Jinnah*, 第2巻, ラホール, Muhammad Ashraf, 1947(再版1964)年, 540~552ページ。

(注5) Shaikh Mahmud Ahmad, *Economics of Islam*, 第2版, ラホール, Muhammad Ashraf, 1952年, 167ページ。

(注6) J. Ahmad 編, 前掲書, 565~568ページ。

(注7) Safdar Mahmood, *The Constitutional Foundations of Pakistan*, ラホール, Publishers United, 1975年, 57ページ。

(注8) "The Constitution of the Islamic Republic of Pakistan (1956), Part III, Directive Principles of State Policy," 同上書所収, 221ページ。

(注9) "Constitution of the Second Republic (1962), Part II, Fundamental Rights and Principles of Policy," 同上書所収, 513ページ。

(注10) 同上書 570~572ページ。

(注11) 「リバー」をめぐるラフマーンの解釈については, 前節の(注11)を参照されたい。

(注12) "The Constitution of the Islamic Republic of Pakistan (1973), Part II, Fundamental Rights and Principles of Policy, Chap. 2, Clause 38," Safdar Mahmood, 前掲書所収, 818ページ。

(注13) 正規の「国会」ではなく, 閣僚会議の補充的な機能を果たすことを目的として設置された審議機関。議決権はない。評議員定数は350名で, 大統領により任命される。

(注14) 1988年5月29日, ズィヤール大統領はジュネーゴ首相以下全閣僚を解任し, 国民議会(下院)を解散した。その後, 年内総選挙の実施が発表されパキスタン政局は新たな動きを示し始めたが, 8月17日, 大統領は航空機事故で死去。本稿上梓の時点では, グラーム・イスハーク・ハーン上院議長・元蔵相が大統領代行に就任している。

(注15) Pervez Amirali Hoodbhoy, "Re-writing the History of Pakistan" および "Ideological Problems of Science in Pakistan," Asghar Khan 編, *Islam, Politics and the State: Pakistan Experience*, ロンドン, Zed Press, 1985年。

(注16) ウシュル(ushr)は広義のザカートに含まれる, 農作物の収量に課される定率の租税である。税率は, 天水耕地の場合10%, 灌漑地の場合5%と定め

られている。詳しくは, 拙稿「現代イスラーム経済論の……」参照。

(注17) 銀行持分会社(BEL)は, ズィヤール政権成立後の1979年10月に, 金融制度のイスラーム化の動きに呼応して中央銀行, パキスタン銀行評議会(Pakistan Banking Council)。銀行家と金融専門家からなる機関で, 1974年1月に国内商業銀行が国有化されたとき, 政府と銀行間の連絡・調整を行なうために設置された機関), および商業銀行からの出資を得て, 民間企業への出資を目的に設立された。

(注18) "Elimination of Interest from the Economy: Report of the Council of Islamic Ideology (Pakistan)," Ziauddin Ahmed; Munawar Iqbal; M. Fahim Khan 編, *Money and Banking in Islam*, イスラマバード, Institute of Policy Studies, 1983年, 103~200ページ。

(注19) Izzud-Din Pal, 前掲論文, 200ページ。具体的には下記のメンバーである。Prof. Syed Nawab Haider Naqvi, Director, PIDE(Pakistan Institute of Development Economics), Islamabad. Mr. H. U. Beg, Secretary, Ministry of Finance. Prof. Rafiq Ahmed, Vice-Chancellor, Punjab University. Prof. Mian M. Nazeer, Professor of Economics, Peshawar University。

(注20) Government of Pakistan, *An Agenda for Islamic Economic Reform: The Report of the Committee on Islamization Appointed by the Finance Minister*, イスラマバード, PIDE, 1980年, 28ページ。

(注21) Government of Pakistan, Ministry of Finance, *Pakistan Economic Survey 1984/85*, イスラマバード, 8ページ。

(注22) Zubair Iqbal; Abbas Mirakhor, *Islamic Banking*, Occasional Paper No. 49, ワシントンD.C., IMF, 1987年, 15ページ。

III イスラーム金融制度における 資金運用の基本形態

イスラームで一般に容認されてきた資金の運用形式には, ムダーラバ(mudaraba), ムシャーラカ

(musharaka), ムラーバハ (murabaha), イジャーラ (ijara), などがある。

ムダーラバは、共同事業において、一定割合の収益の配分を受けることを条件に、出資者 (rab-ul-mal) が資金を提供し、事業者 (mudarib) が労役や経営のノウハウを提供することを約する契約である。その場合、収益の配分法 (具体的には配分比率) は、事前の合意にもとづいて締結されていなければならない。特徴的な点は、ムダーラバ契約では、資金提供者は事業経営に対して発言権がない。また事業が不成功に終わった場合、損失分は出資者のみが負担し、事業者は損失分を負担しない点である。ただし、事業経営者は、損失の発生によって何らかの事業報酬を入手できなかったばかりでなく、それまでに投入した労働や経営努力が無に帰すという「損失」をすでに負担しているからである。このムダーラバ契約は、歴史的に、イスラーム法体系であるシャリーアにおいて確立した地位を占めている概念である。

ムシャーラカは、ムダーラバとともに、損益分担思想にもとづいた最も典型的な契約である。ムシャーラカ契約は、複数の出資者が共同で事業を行なう場合に締結される。具体的には、銀行は出資者として事業のパートナーに位置づけられ、経営の責任の一端を委ねられるとともに、発言権も持つことになる。ムシャーラカ契約では、損失は各出資者の出資比率に応じて分担される。ただし利益の分配は、事前の合意があれば、出資比率に比例したものでなくともよい。ムダーラバが、伝統的には商業部門における短期の事業経営に適用されるのに対し、ムシャーラカは、商業および工業部門における比較的長期の事業経営に適用される。

ムラーバハもしくはバイ・ムアッジャル (bai-

muajjal) として知られる売買契約は、金融機関が売手と買手の間に介在し、買い取った商品に一定額の利益を加算して転売する方式である。利益の幅が相互に合意されているかぎりにおいて、合法となる。後述するパキスタンにおいてマークアップとして知られる方式に該当する。

イジャーラは賃貸借契約に当たり、金融機関が、主として機械・設備などを購入して需要者に賃貸し、その利用料を徴収する方式である。賃貸料の徴収は違法ではないが、需要者側の利益もしくは損失の発生に関係なく定められた賃貸料が徴収されるという点で、損益分担理念とはかならずしも一致しない。なお、このイジャーラ契約にもとづいて所定の賃貸料が支払われた後、当該物件の所有権を取得する契約をイジャーラ・ワ・イクティナーウ (ijara wa iqtina) と称する。この契約は、後述するパキスタンで、ハイヤー・パーチェスと呼ばれる割賦販売方式に相当する。

現在パキスタンにおいて実施されている、無利子金融として知られるイスラーム金融制度は、原理的には、これらムダーラバ、ムシャーラカ、ムラーバハならびにイジャーラ契約に立脚し、その応用型として具体化されているものである。

ただ留意されなければならない点は、イスラーム金融制度では、資金の運用は単に利子を媒介としないという点にあるのではなく、その運用法がシャリーアに照らして「合法」(halal) であることが前提とされている点にある。「不法」(haram) な運用法あるいは運用先は厳しく規制されることになる。

新制度への移行に当たり、パキスタン中央銀行は1984年に改めて利子廃絶の基本原則、合法的な資金運用の形態、分野別の具体的な融資形式、手数料徴収の原則認同等につき、統一的な見解を発

表した^(注1)。下記の12の資金運用形態(modes)は、合法と判断され実施されているイスラーム金融の基本方式である。なお、これらの運用方式が、シャリーアに照らしどの程度の適合性があるかについて、ウラマーたちの見解にもとづいた解釈が発表されている^(注2)。

＜資金運用の12の方式＞

1. 貸付型融資形態(financing by lending)

(1) 手数料付無利子貸付け(interest-free loans with service charge)方式：この方式では、銀行は、業務運営に要する相応の諸費用を手数料(service charge)として徴収することができる。一般に、資金の貸付けに伴って発生した必要経費の請求は、シャリーアと矛盾しないと考えられる。ただ、その経費が、資金の貸付額や期間に応じた一定の比率を基準として算出されたものである場合には、不法となる。なお、この手数料の上限は、中央銀行によって随時決定される。

(2) 慈善的貸付け(qard al-hasanah, qard-e-hasanah)方式：この方式は、生活困窮者や学生を対象とした融資を基本としており、手数料をはじめいかなる付加的な徴収も行なわず、かつ返済は、借り手の返済能力に応じて行なわれるものとする。イスラームでは、利子の徴収は禁止されているが、貸付行為そのものは禁止されているわけではない。むしろ、利子を伴わない貸付けは奨励される。この貸付形態は、合法であることはもちろん、その社会福祉的な性格からみて最も好ましい資金供与形態である。

2. 商取引関連型融資形態(trade-related modes of financing)

(1) マークアップ(mark-up)方式：この方式では、銀行が商品を購入し、原価(もしくは卸値)に相応のマージンを加算して、延べ払いで顧客に販

売する。ただし支払いの遅滞が起こった場合、マークアップの重加算は禁じられる。もっとも、契約違反行為に対しては、別途、罰則規定が適用される^(注3)。「マークアップ」は本来、卸値にどれだけ率を掛けて売り値にするかの「値増し率」を意味するが、ここでは、原価に加算されるマージン(利ざや、利益もしくは付加価値)の意で用いられている。なお、この方式では、機械・設備など具体的な商品の媒介が前提となっており、特定物件を介しない一般の運転資金等の融資は不法となる。

このマークアップ方式による融資は、既述のムラーバハ契約に相当する考え方である。この方式は、収益の確定が契約の時点において明らかであるため、金融機関にとってはイスラーム法の容認する範囲で最も確実な資金運用法となる。後述第3表に見るように、現状ではマークアップおよびマークダウン方式による運用額が全体の83%を占めており、金融機関による資金運用の偏りが顕著である^(注4)。

(2) マークダウン(mark-down)方式：この方式は、商業手形などの信用状の買取りを、マークダウンした価格で行なうもので、手形割引に相当する。「マークダウン」は、正札や定価など本来の価額を値下げすること、もしくはその値下げ幅を意味する。手形割引といった場合には、金融機関が、その手形に記載された支払い期日までの利息に相当する金額を差し引いた残額を支払って手形を買い取る行為である。したがってマークダウン方式の場合の割引額の算出法が問題となろう。ただしこの方式は、原則的には利子率を基準としていないという建前から、シャリーアに照らして合法とされてはいるが、上述のマークアップとともに、その合法性に対して疑義が出されている。

(3) 買戻し (buy-back) 条件付売買方式：この方式では、銀行が、資金需要者の所有する動産もしくは不動産を、買戻し契約 (buy back agreement) を締結したうえで購入することで、資金供与を行なう。一定期間後、顧客は当該物件を買戻す形で、調達資金を返済する。元の価格より高い価格での買戻しの強制は原則的には不法となるが、銀行が、物件の維持管理に要する諸経費を加算することは認められる。なお、銀行が期間中、当該物件からなんらかの利益を受けることは不法となる。

(4) リース (leasing) 方式：この方式では、銀行は、あらかじめ契約された期間にわたり、事業主体に設備・機材を賃貸し、その使用料の支払いを受け取る。この方式は、上述のイジャラ契約に相当する。リース方式で注意されなければならない点は、賃貸された物件の所有権は貸手にあり、賃貸期間中に生じた瑕疵・破損などの損害については、原則として貸手 (賃貸人) にその保全責任がある点である。貸手に、リース契約にもとづく危険負担が課されていることになる。

(5) 賃貸借購入 / ハイヤー・パーチェス (hire purchase) 方式：この方式は、機械・設備などの資本財および耐久消費財の購入の場合に適用される。すなわち銀行等の金融機関は、共同所有権契約にもとづいて上記物件の購入を行ない、これを事業者に賃貸し、賃貸料の支払を受け、所定の期間後に物件の所有権を賃借人に移譲する。この方式は、実質的には商品の割賦販売となる。最終的に賃借人から支払われる賃貸料の総額は、物件の原価に手数料や減価償却費などの諸経費を加算した額となる。期間中、物件の保全責任は、リース方式と対照的に、賃借人側にある。

なお、ハイヤー・パーチェス契約については、

イスラームの4法学派のうち、ハナフィー派 (Hanafi) とシャーフイー派 (Shafi'i) はこれを不法とし、ハンバル派 (Hanbali) とマーリク派 (Maliki) は合法としている。

(6) 開発手数料 (development charge) 方式：この方式は、資金需要者の所有する土地や家屋を活用してその価値を高めることにより、報酬を受け取るものである。具体的には、灌漑用水路の敷設や植林によって農地の改良や近代化が行なわれ増収となった場合に、収益の一部が開発手数料として実施主体である金融機関に支払われる。

なお、上記の6種の取引関連型融資形態について、銀行が受け取る報酬率の最高および最低限度は、中央銀行によって随時決定される。

3. 投資型融資形態 (investment type modes of financing)

(1) ムシャーラカ方式：この方式は、ムダーラバと並んでイスラーム金融の最も典型的かつ代表的な資金運用手法の一つである。すなわち銀行は、資金供与とともに、当該企業のパートナー (共同事業参加者) として事業に参加し、事業運営の結果としての収益もしくは損失を一定の条件で分担しあう契約を結ぶ。既述のムダーラバ契約と異なり、ムシャーラカ契約では資金提供者である銀行は出資者として資金の運用や事業経営について発言権を持つ。ムシャーラカ契約は、後述する参加資格証書方式と類似しているが、これと異なり、為替手形や小切手などのような流通証券の形で証券化されず、資本市場で他の金融資産のように売買されない。

ムシャーラカ方式では、事業収益の見通しは、実際には過去の実績から判断して立てられるわけであるが、企業はあらかじめパートナーである銀行と、収益の配分法について契約をとり交わして

おく必要がある。事後的に配分法を決定することは、不法である。収益の配分比率は当事者間の合意があればよく、出資比率に拘束されない。ただその上限および下限は、中央銀行によって随時決定されることになっている。一方、損失が発生した場合には、それぞれの出資比率に応じて負担が行なわれる。ただ、パートナーとしての銀行の立場を考慮し、損失発生時における負担の義務づけが要求される一方で、収益の配分については銀行側により高い配分率の適用が認められている。ムシャーラカ契約は、イスラームの損益分担理念を最もよく反映した方式であることから、金融制度のイスラーム化の度合を検証する場合の有力な指標となる。

(2) 株式取得 (equity participation) 方式：この方式は、銀行が証券取引所に上場されている企業の株式の取得を行なうことを規定したものである。株式の取得は、原理的には上記のムシャーラカと同じく、出資者としての事業への参加であり、シャリーアとは矛盾しない。

(3) 参加資格証書(participation term certificate: PTC)およびムダーラバ証書(mudaraba certificate)方式：この方式は上記のムシャーラカ方式および株式取得方式と同じく、事業への直接参加方式にもとづく資金の運用法である。

参加資格証書は、期間10年未満の譲渡性証書であり、資本市場で売買される。銀行は証書の購入によって当該企業のパートナーとしての権利を取得することになる。この参加資格証書は、従来の社債 (debenture) 方式がシャリーアでは不法となる確定利付証書の発行であったことに代わるもので、この新方式によって設備投資などに要する中長期資本の調達を行なうとするものである。ただ購入者である銀行にとっては、これが損益分担

方式であることにより、当該企業の業務について十分な情報をもつことが要求されてくる。一般的には、参加資格証書を発行する企業は、資金調達を特定の銀行もしくは複数の金融機関からなる投資団に委ね、一定期間ごとにその収益をあらかじめ合意された比率に応じて配分する。実態としては、この参加資格証書方式は投資金融機関である既述の銀行持分会社 (BEL) やパキスタン投資公社 (ICP) によって行なわれている。

一方ムダーラバ証書は、ムダーラバ会社法^(註5)にもとづいて設立された企業が発行する証書であり、銀行は証書の購入によってムダーラバ企業の経営に参加する。この証書は市場で売買される。ムダーラバ方式の特徴は、銀行は資金の供与を行ない、企業は事業経営のノウ・ハウや労働力の提供を行なうという形で協力し、収益はあらかじめ合意された比率により両者に配分される一方、損失は出資者である銀行だけが負担するという考え方にある。事業主体が損失を負担しなくてよいのは、損失の発生によってその管理努力や労働にたいする報酬が得られないという形で、すでに損失にもとづく負担を払っているからと考えられるからである^(註6)。なお、パキスタンでは1982年11月に第1号の民間ムダーラバ会社が設立され、85年初頭にムダーラバ証書が総額2500万^{ルピー}で売り出された。ムダーラバ方式の利点は、プロジェクトの主体が、ムダーラバ会社となってムダーラバ証書を販売することで、直接市場からその所要資金を調達できることにある。なお、ムダーラバ会社は、その収益の少なくとも90%が証書保有者に配分されるかぎりにおいて、所得税が免除される。

(4) 家賃分配 (rent sharing) 方式：この方式は、銀行が顧客と共同出資して家屋等の不動産を購入

し、その賃貸にもとづく家賃収入もしくはその他の形の収入を両者で配分しあうものである。賃貸料の算定およびその返済期間など、配分法が事前に取り決められている限りにおいて合法である。この方式は住宅政策に取り入れられており、既述の住宅建設金融公社の場合、公社は住宅購入希望者と組合契約を結んで住宅を建設し、これを購入者に賃貸する形式をとる。公社と購入者は、所要資金の総額に対するそれぞれの出資比率に応じて賃貸料収入の配分を受け、賃貸料の支払いに応じて家屋の所有権を分割して引き渡す、という方法がとられている。

上記の12種の運用方式は、中央銀行によって無利子金融システムの手法として承認されたものである。ただ銀行と企業その他の資金需要者は、資金の供与・調達にあたって、これら12方式のいずれかを独自に選択して契約するのではなく、その資金利用の目的に応じた運用形式が中央銀行によってあらかじめ勧告されている(注7)。たとえば、連邦・州政府ならびに政府関係機関が扱う商品取引、および一般の輸出入手形取引は、原則としてマークアップもしくはマークダウン方式で行なう。工業分野への投資は、ムシャーラカやPTC方式で、機械・設備の調達は、リース、ハイヤー・パーチェス方式で行なう。農業分野での資金調達は、トラクターの購入や管井戸の敷設などの設備資金需要はリースもしくはハイヤー・パーチェス方式で、土地改良事業や灌漑水路の掘削などは開発手数料方式で、それぞれ行なわれる。また、住宅購入に関しては家賃分配方式が、耐久消費財などの個人消費に関してはハイヤー・パーチェス方式が適用される。

(注1) State Bank of Pakistan, Banking Control Department, Central Directorate, *Elimination of "Riba" from the Banking System*, BCD Circular No. 13, カラチ, 1984年6月20日, 同書 Annexure 1: *Permissible Modes of Financing*, 同書 Annexure 2: *Possible Modes of Financing for Various Transactions*。また, 同, *Elimination of "Riba" from the Banking System: Rate of Service Charge Recoverable on Finances Provided by Way of Lending Other than "Qard-e-Hasana"*, BCD Circular No. 26, カラチ, 1984年11月26日。

(注2) Government of Pakistan, *Pakistan Economic Survey 1984/85*, 16~18ページ。

(注3) 罰則規定については、1984年の銀行裁判所令(Banking Tribunal Ordinance, 1984, Section 8)に記載されている。

(注4) 現在マークアップの額は、一般的には1000ルピー当たり1日43ルピー(1ルピー=100分の1ルピー)であり、年率に換算すると15.7%となる。ただ、優良企業の場合には、この額は39ルピー(年率で14.2%)が適用されている。なお中央銀行は、この幅が10~20%の範囲に収まるよう設定している(M. R. Khan, "Islamisation of Credit System: Expectations and Realities," *Pakistan & Gulf Economist*, 1988年4月30日, 52ページ)。

(注5) ムダーラバ証書の発行に関する法令には、次のものがある。「1980年ムダーラバ会社およびムダーラバ発行・管理令」(Mudaraba Companies and Mudaraba Floating and Control Ordinance, 1980)および「1981年ムダーラバ会社およびムダーラバ規則」(Mudaraba Companies and Mudaraba Rules, 1981)。

(注6) ハンバル派の法学者は、ムダーラバ契約は商取引の場合には合法であるが、その他の目的には適用されないと主張している。

(注7) State Bank of Pakistan, *Annual Report 1984/85*, カラチ, 74ページの Annexure-II Possible Modes of Financing for Various Transactions 参照。

IV イスラーム金融制度運営上の諸問題

前節において述べたように、イスラーム金融制度では、資金の流れ(たとえば、預金者—銀行—企業を結ぶ)は、次のような形式をとる。すなわち、まず預金者は、その資金を銀行に預託する。これをPLS預金と称する。資金の預託によって預金者は、「投資者」となる。預託された資金の元金保証はない。銀行はその資金を、シャリーアの規範に準じた合法な方法、すなわち既述の12方式のいずれかにもとづいて、需要者(企業)に提供する。それは従来の「貸付け」もしくは「融資」ではなく、原理的には「投資」の形をとる。資金運用の結果得られた収益は、銀行と企業との間であらかじめ締結された契約に従って配分される。同時に、このようにして得られた銀行の収益は、銀行と預金者の間で一定の比率で配分され、銀行収益の一部が預金者に還元される。この配分比率は、当事者間であらかじめ締結されていないといけない。

パキスタンにおいて、このようなメカニズムにもとづくイスラーム金融制度が導入されてから数年が経過した。新制度の運用の実態については、いまだ十分な情報がなく、その総合的な判断はできない。しかし、これまでに得られた個別の情報や資料などから、つぎのようないくつかの側面について、その問題点を考察したい。

1. PLS預金収益率の推移

既述のように、1981年1月1日より、国内の一般銀行において PLS 預金口座が既存の利付口座に併設される形で開設された。その後 PLS 口座の預金残高は、当初の予想を超えて増加をつづけ、人々の預金行動に新しい動きが見られた。しかし、PLS 預金が増加を示したのは、国民大衆

が政府のイスラーム化政策に呼応し、イスラーム金融制度の確立に向けて協力姿勢を示したからではない。既存の利付預金の平均利子率と新設の PLS 預金の収益率との差が、人々の預金選択に方向づけを与えたのである。

イスラーム金融制度が導入されて、従来の預金利子率に代わり「収益率」(rate of profit)なる表現が使用されるようになった。国内の銀行は、半年ごとに資金運用状況の公表が義務づけられており各種長短期の預金の収益率が発表される。1981年から84年にかけて、すなわち PLS 預金と確定利付預金とが併存していた時期の状況をみると、押しなべて PLS 預金の収益率の方が高めであった。しかし、その後 PLS 預金の収益率は低下してきている(第1表参照)。このことは、初期の段階では PLS 預金の額も少なく、またイスラーム化の推進のために、PLS 預金の運用に当たって政府による直接間接の便宜供与が与えられたことで、比較的収益率の高い運用先が確保されていたことによるものと思われる。資本過少な発展途上国であるパキスタンでは、銀行利子率はこれまで高水準に保たれてきた。PLS 預金の収益率は、この従来の水準をさらに上回る高水準に設定され、このことが PLS 預金口座への預金残高の増大をもたらしたのである。その後、PLS 預金の増加に伴い運用先が平準化し、それだけ全体の収益性が低下してきた。またこの間、既存の利付預金の利子率が若干上昇したため、1985年の PLS 方式への全面移行時には両者の水準はきわめて接近することになった。PLS 方式移行後の収益率の推移をみると、一定の水準幅のなかでの変動となっている^(註1)。

イスラーム金融制度の下にあっても、資金の運用実績は、基本的にはパキスタン経済の動向に左

第1表 利付預金と PLS 預金の金利（収益率）の推移¹⁾ (1981~85年)

(%)

	通知預金 ²⁾		貯蓄預金		定期預金							
	利付	PLS	利付	PLS	6カ月以上		1年以上		3年以上		5年以上	
					利付	PLS	利付	PLS	利付	PLS	利付	PLS
1981年6月	5.3	—	7.6	8.6	9.4	10.9	10.4	12.2	11.2	13.7	12.0	14.7
12月	6.0	—	7.6	8.7	10.0	11.2	10.2	12.5	11.3	13.9	12.2	14.9
1982年6月	5.8	—	7.6	8.6	9.8	10.8	10.3	12.0	12.0	13.6	12.4	14.6
12月	6.3	—	7.6	8.2	9.9	10.5	10.6	11.5	12.0	13.1	12.5	14.3
1983年6月	6.3	—	7.6	8.3	9.9	10.5	10.5	11.6	11.8	13.0	12.4	14.1
12月	6.3	—	7.6	7.7	9.9	9.9	10.5	10.8	11.7	12.3	12.4	13.3
1984年6月	5.5	—	7.6	7.5	9.9	9.5	10.5	10.5	11.8	11.8	12.5	13.5
12月	5.5	5.9	7.5	8.0	9.5	10.1	10.5	11.2	11.8	12.5	12.8	13.6
1985年6月	—	5.4	—	8.3	—	10.8	—	11.1	—	13.2	—	15.2

(出所) *Monthly Bulletin*, State Bank of Pakistan, 1985年5月。

(注) 1) 国有5行のデータ。ただし国内預金扱い高の約95%を占める。

2) 通知預金は7日もの。

右される。しかし PLS 方式導入の初期の水準からみて最近の収益率が低下傾向を示しているのは、各行が収益基盤を強化するために収益の一部を将来の損失準備金として積立てるよう行政指導が行なわれていることにもある。また、経営のコスト・アップを理由に、銀行と預金者の間の収益分配率の変更についても、検討が行なわれてい

る(注2)。

収益率に関して注目されるのは、銀行間に収益差の発生が観察されることである。第2表によると、1986年現在で運用期間1年ものの預金収益率は、ハビブ銀行の10.0%からユナイテッド銀行の8.9%までの幅がある。5年もの場合には、この幅はさらに拡大し、それぞれ13.5%および

第2表 PLS預金収益率の推移(銀行別)

(%)

	アライド銀行	ハビブ銀行	ムスリム商業銀行	ナショナル銀行	ユナイテッド銀行
定期預金(6カ月もの)					
1983	9.00	11.00	9.50	9.00	11.00
1984	10.85	9.15	10.30	11.40	9.00
1985	9.10	10.20	10.00	10.20	9.10
1986	9.20	9.50	9.20	9.50	8.50
同(1年もの)					
1983	9.75	12.00	10.50	9.50	12.00
1984	12.00	10.10	11.40	12.60	9.90
1985	9.50	10.60	10.50	10.60	9.50
1986	9.70	10.00	9.60	10.00	8.90
同(3年もの)					
1983	11.00	13.50	11.75	11.25	13.75
1984	13.45	11.30	12.75	14.10	11.10
1985	11.20	12.50	12.30	12.50	11.20
1986	11.40	11.70	11.30	11.70	10.40
同(5年もの)					
1983	12.00	14.75	12.75	12.00	14.75
1984	14.60	12.30	13.80	15.30	12.05
1985	12.90	14.40	14.20	14.40	12.80
1986	13.10	13.50	13.00	13.50	12.00

(出所) Government of Pakistan, Ministry of Finance, *Economic Survey 1986/87*, イスラマバード, 巻末統計103ページ, Table 7.7.

12.0%となっている。すなわち、PLS方式が導入されたことで、競争原理が働き、銀行間の収益格差が表面化したものといえよう。ただ、この格差が今後も拡大していくか否かについては定かではない。考えられることのひとつは、競争原理の導入は建前上は奨励されても、銀行間格差が助長され預金の大規模なシフトが起こるような事態にまで発展することは、政策当局も予定してはいないと思われることである。なぜなら、それは新たな混乱を意味することになるからである(注3)。個々の銀行にとっても、競争の激化によって自らの収益を圧迫する事態になることは得策ではないであろう。

また、銀行の収益のうち、預金者に還元される収益の分配率について、それが事前に公表されていないことに対する批判が預金者の間にある(注4)。PLS預金では、銀行と預金者の間の分配率は事前に公表されていなければならぬ。これは、PLS方式の前提条件であるとともに、イスラーム金融一般の契約の特徴でもある。現行では、預金者は預金に対して最低限の収益、具体的には従来の利子相当分の水準が、暗黙に保証されているのみであり、実害はないものの、イスラームの契約原理にはもとのものとなっている。

2. 情報公開と監査機構

イスラーム金融の原理は危険負担の平等にあるため、従来の金融制度の中核にあった確定利付預金もしくは貸付契約は、本質的に否定される。少なくとも従来の利付預金あるいは貸付けの場合のように、利子の徴収だけに権利と責任が凝集することにはならない。この結果、イスラーム金融制度では、当事者の誰もが、資金の運用について十分な情報の入手を要求することになる。元本の保証がない以上、当事者は資金の預託や運用にあた

って危険を回避するため、一層慎重にならざるを得ない。具体的には、預金者からみれば、預託先銀行の業績に関心が高まり、また銀行は融資先の信用や融資対象事業の見通しについての調査や監査の度合を強めることになる。イスラーム金融制度の下では、当事者間の信頼関係や誠実さが従来にも増して重視されてくることになる。仮にその社会で、不正や汚職がきわめて一般的に行なわれているとしたら、高いモラルを前提とする制度を導入することには、当然のことながら危険がある。銀行の不正監査から預金者を保護するために、あるいは企業の虚偽の損失から銀行を保護するために、なんらかの規制措置や、そのための合理的な機構の確立が必要とされてくる。イスラーム教義審議会の報告書は、パキスタンの実情について、ほとんどの企業で帳簿の記載は不正確に行なわれ、しばしば複数の記帳がなされていると述べるとともに、公認会計士の監査を受ける大企業においても、虚偽の損失が計上されていると指摘している(注5)。

この結果、PLS方式の下で重要性を増すと考えられるのは、会計監査であろう。銀行は投資先の共同事業の内容について、虚偽の報告がなされていないかに注意深くなる。収益が一定比率で分配されるという建前上、収益そのものを低く計上する「利益隠し」の傾向が強まることが予想される。それは従来、脱税を目的として行なわれてきたものである。会計処理上、なんらかの操作や隠蔽が行なわれる可能性は大きい。会計処理をめぐって、共同経営者間に摩擦が生じるであろう。この問題は、銀行と投資先企業との間で起こるだけでなく、預金者と銀行との間にも妥当するものである。すなわち PLS方式では、一定期間後に収益の分配が銀行と預金者との間で行な

われるため、銀行が収益の規模を過小に公表し、預金者への支払い額を低く抑えることは可能である。シャリーアにもとづいて「公正」を掲げて導入された PLS 方式は、皮肉なことに、かえって虚偽の申告や違法な操作を生じやすい条件を備えている。政府資料も、「不正行為は、この新制度の本質からして、誘発されやすい」と述べ、まずもって、預金者が、そして銀行が、不正な行為から保護されねばならないとしている(注6)。

現実の問題として、この虚偽や不正をどのように事前にチェックしうるかは、今後に残された課題である。なぜなら、チェック機構が有効に機能しなければ、イスラーム金融機構は、従来にも増して虚偽と汚職の風土を醸成する方向に働くことになるからである。パキスタンの産業界は、対応策として、現行の税制の合理化によって不公平感を除去し、企業運営の公開に前向きに取り組めるような土壌を作りだすことが必要であると主張している(注7)。

不正行為に対する法的な対応策として、1984年に銀行裁判所令 (Banking Tribunal Ordinance, 1984) が施行された。略式裁判によって金融分野における訴訟事件、とくに債務不履行訴訟の迅速な解決に対処する機構が作られ、一定の効力を果たすことが期待されている。ただ現在までのところ、その具体的な裁判例についての情報は無い(注8)。

3. 銀行機能の変容と運営コスト

PLS 方式の下で既存の銀行が業務を行なう場合には、当然のことながらいくつかの技術上の問題が起こってくる。

まず、共同経営者(パートナー)として銀行が従来にも増して複雑な業務を遂行するためには、十分な訓練を受けたスタッフの存在が必要となる。

従来のような、単なる資金の貸付業務機能だけでは、新しい役割に対応できない。スタッフの訓練とともに、資金運用にかかわるさまざまな情報の収集と分析、またそのための人材の育成と、関連するハード面での整備なども必要となり、設備投資の拡大、そしてコストの増大という傾向を強めていくことになる。もっともこの点では、銀行が、資金の預け入れと貸付けという静的な従来の機能から脱皮し、投資を通じて利潤獲得を目指すという動的な性格を強めていく過程で、体質の近代化が進められていく可能性も大きい。すでに、収益の差にみられるように競争原理が働いている。預金の運用における業績の向上を競って、銀行間の競争や合理化がすすめられ、金融分野においてはいち早く「自由化」が推進されている。しかしこの一方で、銀行の貸付行動は、利潤をより確実に確保できることを優先して、従来どおりの短期融資に集中している。実態として、資金需要に十分応え得ないおそれがある。

新制度の下で、金融関係の法規の改正が進められてきたが、ひきつづき会計制度や監査方式などの変更から、契約書式の統一、専門家の養成、国内約6900カ所の金融機関支店で働く一般行員の再教育まで、幅広い改革が必要となっている。

人材やノウハウの面で、PLS 方式の下での業務に充分対応し切れない現状では、銀行は資金運用による損失を防ぐ目的で、共同事業に対して消極的な姿勢を強める可能性がある。すなわち、新規事業への参加に当たっては、当該プロジェクトの収益性や安全性を重視するあまり、一定の条件をみたしたプロジェクトのみを対象とし、一般の中小規模資本からの資金需要に応えなくなったり、あるいは共同事業の開始に当たってパートナーとしての銀行の収益配分率を高めに契約する。

もしくは相当する条件を付けるなどの行為がとられることになろう。ある意味で、銀行は投資や業務提携にあたって、事業内容の収益性や将来性に注目する以上に、当該企業とのこれまでの関係や信用度を重視することになろう。資金運用の安全性が従来にも増して重視される結果、おびたしい数の中小企業や、個人商店などへの融資業務は疎外されるおそれがある。それは、シャリーアにもとづいて導入された PLS 方式の平等の精神と矛盾するものとなろう。

4. 資金運用法に関する問題

イスラーム金融制度では、銀行など金融機関がその資金を運用して収益を得る場合、資金の運用法に関して厳密な規定がある。パキスタンでは、既述のように、12種の運用方式が合法とされ認可されている。問題となるのは、どの方式に資金運用が集中しているかである。現実の運用実績を第3表でみると、イスラームの損益分担理念に最も一致したムシャーラカ方式による資金運用は、全体のわずか4%しか占めていない。この一方で、資金の大部分はマークアップとマークダウンとに集中している。その率は、実に83%にのぼっている。このことは、12運用方式のなかで、これらの原価加算もしくは割引方法が収益をあげ得る点で

確実かつ簡便な手段であるからである。とくにマークアップ方式では、加算されるマークアップ率が従来の利子率と事実上等しいため、取り扱われやすい。マークアップ方式の加算率は当事者間の自由取決めによることになっているが、中央銀行の指導で10%から20%の間に設定されている。

マークアップ方式については、イスラーム教義審議会の報告書で次のように述べられている。

「この方式は、文字どおりの意味ではシャリーアの規範に合致しているが、イスラームの真の精神に沿ったものではなく、また経済的な見地からもすすめられる手法ではない」(註9)と。

一方、金融機関が長期の資金供与を行なう場合、その主たる方式は参加資格証書 (PTC) 方式である。この証書は資本市場で売買され得るため、手形割引に相当する収益が得られる。また額面に応じた配当も確保できる。しかしこれらの収益は、シャリーアの原則にかならずしも一致した運用法とは認められない、とする批判がある(註10)。

また運用法のあるものは故意に悪用されて、一方の契約当事者に被害を与えうる場合が考えられてくる。イスラーム教義審議会は、そのようなケースについては予知していないわけではなく、その可能性については警告を出している。しかしながらの法的・制度的補償措置がとられなければならないであろう。加えて、新制度ではマークアップの重加算が禁止されているため、債務不履行が続出するおそれがある。そのため、前述の銀行法廷の設置による罰則規定が検討されているが、現況は不明である。

いずれにせよ、現行の資金運用の大部分はマークアップに偏向するという傾向が著しい。すくなくとも現在までの状況は、イスラーム金融の名にふさわしい損益分担原理にもとづいた資金運用面

第3表 商業銀行の資金運用実態(1984年12月現在)

運用方式	運用額(100万ルピー)	構成比率(%)
マークアップおよびマークダウン	16,263	83.0
ムシャーラカ	777	4.0
ハイヤー・パーチェス	130	0.7
家賃分配	198	1.0
参加資格証書	1,970	10.1
その他	249	1.3
合計	19,587	100.1

(出所) *Monthly Bulletin*, State Bank of Pakistan, 1985年11月/Government of Pakistan, Ministry of Finance, *Pakistan Economic Survey 1984/85*, イスラマバード, より作成。

での発展は、十分には行なわれていないといえよう。

(注1) 指定銀行の預金金利には、1977年6月以降、最低利率規制が行なわれてきた。1985年7月以降、新制度に移行したことで、従来の預金金利はPLS方式にもとづく収益率(rate of profit)で表示されることになった。この収益率は、一定の方法により半年ごとに算出され、中央銀行の承認を得たのち支払われる。その算出法は、運用収益から管理費、不良資産引当、取扱手数料を差し引いた額を、預金期間に応じてウェイトづけして得られる(State Bank of Pakistan, Banking Control Department, Central Directorate, *Elimination of "Riba" from the Banking System*, BCD Circular No. 34, カラチ, 1984年11月26日)。

(注2) IBRD, *Pakistan: Economic and Social Development Prospects*, Vol. 1, IBRD Report No. 5962-PAK, ワシントン D. C., 1986年, 111ページ。

(注3) 1980年に提出されたイスラーム教義審議会の報告書では、銀行間の収益差に応じて預金の移動が起こるのを防ぐために、国有化されている国内の全商業銀行の収益をプールし、預金者への収益の還元を均等化することを提案している("Report of the Advisory Council of Islamic Ideology, 1980," Ziauddin Ahmad 他編, 前掲書所収, 39ページ)。

(注4) Government of Pakistan, *Pakistan Economic Survey 1984/85*, 11ページ。

(注5) "Report of the Advisory Council of Islamic Ideology, 1980," 3ページ。

(注6) Government of Pakistan, *Pakistan Economic Survey 1984/85*, 4ページ。

(注7) 同上書 3ページ。

(注8) 金融の分野における債務不履行の実態には、かなりの問題がある。たとえば、1988年3月現在で、件数3万8000件、金額にして55億3400万^{ルピー}に達する債務不履行が各地の既存の裁判所で審理中である。またその審理期間も2年から15年に及んでいる。それによる損害は、パキスタン系銀行だけでも年約6億6000万^{ルピー}と見積もられている(M. R. Khan, 前掲論文, 53ページ)。

(注9) "Report of the Advisory Council of Islamic Ideology, 1980," 114ページ。

(注10) Government of Pakistan, *Pakistan Economic Survey 1984/85*, 12ページ。

結びにかえて

パキスタンのズィヤー政権が推進してきたイスラーム化政策は、いわばシャリーアの規範に準じた新たな社会・経済秩序の確立を目指したものである。金融制度のイスラーム化は、その新社会・経済秩序の不可分の一部として位置づけられ、導入された。いまやイスラームの経済理念は、実経済という冷厳な実践の場に持ちこまれたことで、否応なくその適応性が検証されることになったと言える。

パキスタンにおけるその導入過程は、既述のように段階的かつ実践的であった。銀行家、エコノミストおよびイスラーム法学者等による検討委員会が組織され、イスラーム金融制度のあり方に関する理論的および実践的な検討の場が積み重ねられた。その勧告にもとづいて、まず1979年7月に政府系の3金融機関において無利子運営が試験的に実施され、その後、数段階を経て最終的に85年7月1日を期して、国内の全金融機構が新制度のもとに統合された。新制度の導入は、各段階におけるイスラーム化の進捗に合わせてその適用範囲を拡大していくという、きわめて現実的・実践的な経過をとった。

新制度への移行が段階的かつ実践的であったことは、国内の経済活動に混乱をもたらさなかったという点で、評価し得るものである。事実、新制度の導入に当たって確認された前提事項は、既存の経済活動や経済の成長力が損なわれないこと、国内の貯蓄率にマイナスの影響をもたらさないこと、中央銀行がこれまで果たしてきた機能(国内

通貨・信用の量的規制、国庫業務、国債の発行など)に変更がないこと、市場における政府の資金調達力が影響を受けないこと、国内での外国系金融機関の行動や機能に影響しないこと、外国との商取引には従来の利付取引が適用され、これまでと同じ便益が確保されるよう図られること、であったのである(注1)。しかし、これらの前提条件の確保のために、新制度は「骨抜き」となり、イスラームの名を冠してはいるがかならずしもイスラーム的ではない実態が存在することになった。

新制度が導入されたとき、銀行の貸付業務(農・工・商の各分野における長・短期融資)の大部分はPLS方式にもとづいて運用されることになると予想された。しかし、これまでの実績が示すところでは、銀行やその他の金融機関の資金運用の大部分は既述のようにマークアップ方式によっている。現行のように、資金の運用収益が手数料や諸経費を上積みするマークアップ方式に偏向している状況では、新制度の名を冠した旧制度とさして変わりがない。そこには、明示されていないだけの、実質上の利率が存在する。実際に、新制度導入後のパキスタンで、金融政策上の大きな変更は見られない。

損益分担思想にもとづく最もイスラーム的な金融手法は、既述のムダーラバとムシャーラカである。しかしほとんどの銀行取引は短期取引に集中し、かつマークアップ方式である。長期の資本参加方式ではない。銀行の運営姿勢はきわめて慎重であり、リスクを伴う損益分担契約には消極的である。その結果、従来の貸付利子と類似したマークアップの取得に熱心となる。すなわち、銀行の取引リスクの度合は基本的には従来と変わっていないのである。

一方、預金者の側からみても、元金保証のない

PLS方式が厳格に適用され、銀行に損失が発生した場合、どのように対応し得るであろうか。とくに経済不況時に銀行経営が困難に直面し、収益の還元が得られないばかりでなく元金もまた失うという事態に立ち至ったとき、預金者はイスラームの契約であるとして納得するであろうか。おそらく、銀行経営の失敗の責任追及が起り、それはやがて政治問題へと発展していくであろう。

イスラームの原理にもとづいた損益分担契約を定着させていくためには、いくつかの問題がある。損益分担契約のもとでは、銀行は従来の貸付利子のような確実な収益が保証されていないため、これまでも増して融資先の信用度や提携事業の確実性を重視することになる。銀行の資金の貸出しは、信用度の高い大口需要者へと向けられ、信用度の低い中小企業や新規の取引は相対的に疎外されよう。「官僚的な制度運営姿勢の強い銀行」(注2)にとって、少しでも不安要素のあるプロジェクトにコミットすることは拒否されがちである。

大衆の零細な資金は、PLS口座を通じて吸収され、その資金は政府系の企業や民間の大資本に融資されるというメカニズムが進行する一方で、中小企業や商業あるいは個人など、信用度の低い零細需要者からの資金需要は疎外され、これまでも存在してきた非制度的な闇金融がその重要性を増す可能性がある。現実問題としてこれまで、農村や都市で低賃金で労働に従事している一般国民が、個人的な消費(生活費や冠婚葬祭費など)を賄う場合には、地主や金貸商人から高い利子で借金を行なってきたのである。新制度の下で建前上は利子徴収が禁止されても、さまざまな手段による実質的な「擬制利子」の徴収が、かつてイスラームの歴史上見られたように、新たな粉飾を凝らし

て行なわれるであろう。とくに国民経済の所得構造のなかで大きなウェイトを占めるサービス産業での資金調達、非制度金融を通じて行なわれる場合には、財政・金融政策上の効果を弱めることにもつながるものとなる。

一方、企業側も、融資の条件とはいえ、銀行に深く業務内容に立ち入られるのを好まない傾向がある。新制度では、得られた収益の確定がなされてはじめて、その分配が行なわれる建前上、企業は収益の隠蔽や過少発表、あるいは営業成績に関して虚偽の監査報告を行なう傾向を強める可能性が大きい。イスラーム化は、経済活動から不法な利子を排除することを目指してはいるが、違法な闇行為を排除することはかならずしも同列に論じてはいない。とくにこれまで、脱税行為や贈収賄がきわめて一般的に行なわれてきた社会であるパキスタンで、新制度の導入によって企業がその事業

内容や業務成績をありのままに公開すると考えることは不可能である。パキスタン銀行協会の会長職にあるM・R・ハーン(Khan)が述べている言葉が、現状を端的に表現していると言えよう。「わが国のように道徳的な規範水準が低い社会では、PLS方式にもとづく金融機構が十分機能するまでには、長い時間が必要であると思われる」(注3)と。

(注1) M. R. Khan, 前掲論文, 51ページ。

(注2) Khalid M. Ishaque, "Islamic Banking, Problems and Solutions," *Pakistan and Gulf Economist*, 1984年10月20日, 11ページ。

(注3) M. R. Khan, 前掲論文, 53ページ。

(アジア経済研究所地域研究部主任調査研究員)

〔付記〕 本稿は1987年度個人研究「イスラームの経済制度」の成果の一部である。